

# 京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱

平成14年	3月28日	都市計画局長決定	
平成15年	4月1日	改	正
平成19年	3月26日	全部改	正
平成22年	4月1日	改	正
平成23年	4月1日	改	正
平成24年	4月27日	改	正
平成27年	3月31日	改	正
平成28年	4月28日	改	正
平成30年	4月1日	改	正
令和2年	2月10日	改	正
令和3年	4月1日	改	正

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」(以下「選定要綱」という。)第3条第5項の規定により、都市計画局内に置く設計業務受託候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の構成その他の所掌事務等を定めるものとする。

## (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、選定要綱において使用する用語の例による。

## (委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、選定要綱に定めるもののほか、この要綱及び選定要綱の改正に関する事項について調査、検討を行うものとする。

2 委員会が特に必要と認める場合は、設計業務委託の受託候補者の選定に関して、前項に規定する以外の事項を調査、検討することができる。

## (委員会の構成)

第4条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長及び副委員長1名を置き、委員長には都市企画部長、副委員長には住宅室技術担当部長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 委員会は、受託候補者の選定に関する審議に当たり、事業所管部局の部長級職員を委員会に加えるものとする。

6 前項に掲げる以外に、委員会は、必要に応じて、各局の部長級職員又は課長級職員を委員会に呼び、意見を聴取することができる。

## (委員会の会議及び議決)

第5条 委員会は、委員長の招集により開催するものとする。ただし、委員会の開催が困難であるなど特別な事情がある場合であって委員長が必要と認めるときは、委員に対する議事の回付によってこれに代えることができる。

2 委員会は、委員長が議長となり議事を進行する。

3 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合には議長が決するものとする。

## (設計業務受託候補者選定部会の設置)

第6条 委員会が必要と認める場合は、委員会に設計業務受託候補者選定部会（以下「部会」という。）を置き、選定要綱第4条第2号に規定する公募型簡易プロポーザルによる受託候補者の選定に係る事務を委任することができる。

2 前項の規定により部会に委任する場合は、選定要綱における「委員会」を「部会」、「委員長」を「部会長」、「委員」を「部会員」と読み替えて準用する。

3 部会は、第1項の規定により委任を受けて受託候補者を選定したときは、その結果を設計担当課へ通知するとともに委員会へ報告するものとする。

4 前項の委員会への報告は、委員会の開催が困難であるなど特別な事情がある場合であつて部会長が必要と認めるときは、委員に対する報告書の回付によってこれに代えることができる。

（部会の構成）

第7条 部会は、別表第2に掲げる部会員をもって構成する。

2 部会には、部会長及び副部会長1名を置き、部会長には都市総務課長を、副部会長には都市総務課建築技術担当課長を充てる。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

5 部会は、必要に応じて、事業所管部局の課長級職員を部会に加えることができる。

（部会の会議及び議決）

第8条 部会の会議は、部会長の招集により開催するものとする。

2 部会は、部会長が議長となり議事を進行する。

3 部会は、部会員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合には議長が決するものとする。

（庶務）

第9条 委員会及び部会の庶務は、都市企画部都市総務課において行う。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

設計業務受託候補者選定委員会
都市企画部長 公共建築部長 公共建築部設備担当部長 住宅室技術担当部長 都市総務課長

別表第2（第7条関係）

設計業務受託候補者選定部会
都市総務課長 都市総務課建築技術担当課長 都市総務課設備技術担当課長 公共建築企画課長